

令和2年（行ウ）第455号 持続化給付金等支払請求事件
被告 国外2名

意見陳述要旨

2021年4月15日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告訴訟代理人弁護士 平 裕 介

持続化給付金及び家賃支援給付金制度を導入するに当たり、昨年（2020年）5月の国会では、数ある営利を目的とする事業者のうち、性風俗関連特殊営業と接客業務受託営業を営む事業者だけを給付対象外とすることについて、職業差別ではないか、という議論がなされました。

政府参考人からは、「社会通念上、公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られにくい」から対象外とした、という説明がありました。

政府のいう「社会通念」、「国民の理解」とは、何でしょうか。

答弁書において、政府は、それらを性的秩序や性道德の維持、公共の福祉など、綺麗な言葉で言い換えます。

しかし、政府が給付金を交付しなかった真の理由は、端的に、不合理な差別感情や、職業差別にあります。そもそも、性風俗事業者である原告は風営法等の法令を守っています。法令で定められた届出をし、風営法等の法令に違反しない範囲内で適法に事業を営んできました。にもかかわらず、あえて性風俗事業者等だけに限定して、法律の範囲内で営業している者に対し、持続化給付金と家賃支援給付金を一切交付せず、性風俗事業者についてだけは、あえて国がその「事業の継続」を否定するという措置には、別異取扱いの「合理的な根拠」がありません。

原告は適法に営業している事業者ですから、当然のことながら、原告が交付金を支給され事業を継続しても、公共の福祉が害されることはありません。給付しないという政府の措置は、性的秩序や性道德の維持に、何ら役に立たないものです。役に立た

ないのに、全く交付をしないという措置をとることで、同時に、社会に存在する差別感情や政府による職業差別をいっそう助長してしまうという問題も生じさせています。これでは差別感情や誤解が増幅されていくだけで、世の中から職業差別はなくなりません。

これは憲法14条1項の「法の下での平等」に反する措置です。

また、行政法との関係でも、現に法律を守って職業を営む事業者に対する差別感情を、「社会通念」などというそれらしい用語に置き換えた上で、裁量判断の考慮事項（要重視事項）とすべきだと政府は捉えているのですから、明らかに裁量権の逸脱濫用であり、違法です。

これから、原告代表者が意見を述べます。原告は、政府が述べるような、「不健全」な事業者なのではないでしょうか。原告の事業の継続を否定すべき、合理的な理由があるのでしょうか。その生の声を聴いてほしいと思います。

以上